

陳 述 書

中 尾 元 重

日本国憲法が施行された翌年、ロイヤル米陸軍長官は生まれたばかりの憲法の修正を視野に入れた「日本の限定的再軍備」と称する報告書を国防総省に提出した。それは1950年の朝鮮戦争勃発とともに具体化し、75,000人の警察予備隊がGHQの指令によって誕生することになる。

この日本再軍備は、極東米軍総司令部の「警察予備隊創設計画」により、軍隊ないし準軍隊と見られることを恐れて「偽装計画」(Cover plan カバー・プラン)のもとに実行されるが、これを直接担当した在日米軍事顧問団初代幕僚長フランク・コワルスキー大佐は後になってその間の事情を「日本再軍備」(The Rearmament of Japan: 1969年)に著し、次のように述べている。

「日本国憲法は、いかなる種類の軍隊も保持することを禁じている。日本は戦争及び戦力を永久に放棄した。したがってわれわれは、最初のうちは日本の幹部たちに、予備隊が将来日本の陸軍になるものであることを言うてはならなかった。」

「いまや人類のこの(日本国憲法の)気高い抱負は、粉碎されようとしている。アメリカおよび私も、個人として参加する『時代の大うそ』が始まろうとしている。これは、日本の憲法は文字通りの意味を持っていないと、世界中に宣伝する大うそ、兵隊も、小火器・戦車・火砲・ロケットや航空機も戦力でないという大うそである。人類の政治史上恐らく最大の成果ともいえる一国の憲法が日米両国によって冒瀆され蹂躪されようとしている。」

明らかにアメリカは連合国の日本占領管理の最高規範であるポツダム宣言と占領目的を規定したその第7項を無視し、日本国憲法に違反することを重々承知の上で、自らの極東戦略に沿って今日の自衛隊の基礎を押しつけたのである。

押しつけられた再軍備は、バンデンバーグ決議に基づく相互安全保障法によるMSA条約(1954年)などアメリカの「援助」と指導のもとに基礎を固め、改定された安保条約第3条の自助努力義務規定を梃子として、アメリカの旭東戦略の一翼を担うため「軍の論理」に貫かれた自己増殖の過程をたどってきた。その結果56年後の今日、陸海空24万人の隊員、主要火砲630門、戦車950両、主要艦艇151隻42万8千トン、陸海空自衛隊保有航空機1,175機、2006年度当初予算4兆8千億円という世界有数の戦力を備えた軍隊に変貌するまでになっている。装備の近代化を支える軍需生産も年間1兆8千300億円の規模に達する(以上、「平成18年度防衛白書」による)。

一方、すでに明らかにされたように自衛隊はその創立直後から在日米軍との間で最高度の「機密」に指定された「日米共同統合作戦計画」を作成し、約20年間にわたって年次ごとに更新を繰り返してきた。首相にも報告されなかったA4版数千頁に及ぶこの計画書

は、陸海空自衛隊の「年度防衛警備計画」の下敷きとされ、自衛隊の装備、運用の対米従属性をいっそう骨がらみにする要素となった。

1978年、政府は日米の軍事協力をさらにすすめるために「研究協議」という名目で「日米防衛協力のための指針」を策定し、安保条約の質的転換への道を導入した。それは90年代以降「安保再定義」を要求するアメリカの圧力に応じて、①安保条約第5条の「日本国の施政下にある領域」での日米共同対処、及び、②自衛隊法第3条の「直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛する」自衛隊の任務規定、を大きく逸脱するさまざまな立法措置、条約整備を政治日程に載せて具体化し、日米軍事同盟を一気にアジア太平洋全域に拡大する結果を生むことになる。その主な経過を次に示す。

- 1991年 4月 掃海艇部隊、ペルシャ湾へ出発
- 1992年 6月 PKO等協力法成立、以後カンボジアPKO等に自衛隊を派遣
- 1995年11月 「96年度以降に係る防衛計画の大綱」決定
- 1996年 4月 日米物品役務相互提供協定（ACSA）署名
- 4月 日米安保共同宣言
- 1997年 9月 新「日米防衛協力のための指針」（新ガイドライン）合意
- 1999年 5月 周辺事態法成立
- 10月 テロ対策特措法成立
- 11月 海上自衛隊がインド洋に出兵
- 2003年 3月 米英軍がイラクに侵攻
- 6月 武力攻撃事態法成立
- 7月 イラク特措法成立
- 12月 航空自衛隊のイラク出兵始まる
- 2004年 1月 陸上自衛隊のイラク出兵始まる
- 2月 海上自衛隊のイラク出兵始まる
- 6月 有事関連7法等成立、有事法体系完結
- 12月 「05年度以降に係る防衛計画の大綱」決定

このような劇的変化の中で2005年2月、日米安全保障協議委員会は「国際テロや大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散といった新たに発生している脅威」に対応するため、日米両国が緊密に協力するという「地域及び世界における日米共通の戦略目標」を確認し、その上に立って同年10月、地球規模の米軍再編計画に伴う日米間の基本文書「日米同盟：未来のための変革と再編」を発表した。

基本文書は、極東はおろかアジア太平洋の範囲をさらに超えて「世界における共通の戦略目標を追求するために」日本における「兵力態勢の再編」を大規模に実施することを明らかにしているが、この中で特に米軍と自衛隊の役割・任務・能力を検討し、「二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置」として7項目を示している。以

下の要約で明らかのように、これは安保再々定義としかいいようのない日米軍事一体化の具体的な処方箋というべきものである。

①緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整

部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整を行う。包括的メカニズムと調整メカニズムの実効性を向上させる。

②計画検討作業の進展

共同作戦計画及び相互協力計画について、日本の有事法制を反映する検討作業を拡大し、二国間演習プログラムを強化する。

③情報共有及び情報協力の向上

部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させ、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

④相互運用性の向上

自衛隊が統合運用体制に移行するのに際して円滑な協力を確保するため、自衛隊及び米軍は、相互運用性を維持・強化する。自衛隊と米軍の司令部間の接続性を強化する。

⑤日本及び米国における訓練機会の拡大

双方は、共同訓練及び演習の機会を拡大する。これらの措置には、日本における自衛隊及び米軍の訓練施設・区域の相互使用を増大することが含まれ、グアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される。

⑥自衛隊及び米軍による施設の共同使用

自衛隊及び米軍による施設の共同使用を拡大し、緊密な連携や相互運用性の向上をはかる。

⑦弾道ミサイル防衛（BMD）

それぞれのBMD能力の向上のため、情報、指揮・統制システムの緊密な連携をはかる。

この日米合意の後、アメリカは2006年1月の大統領一般教書演説に続いて2月に「06年版・4年ごとの国防計画の見直し（QDR）」を発表し、続いて3月に「06年国家安全保障戦略」を公表した。これらはいずれもアメリカが直面している今後数十年（アメリカ政府の説明）にわたる「長い戦争（The Long War）」に打ち勝つために同盟国の役割を重視し、その協力なしにはアメリカの永続的勝利は望めないことを強調している。

「日米同盟：未来のための変革と再編」は、まさにこのアメリカの覇権主義を地球規模に押し広げ確立するための長期戦争に、日本を目下の同盟者として巻き込むシナリオであり、「戦争する国日本」へ脱皮を促す強い役割を果たすものである。

しかしこのシナリオは全国的に広がる自治体ぐるみの抵抗を受けながら早くも始動し実施に移されつつある。

3月27日、防衛庁・自衛隊が米軍の編成にマッチする統合運用体制に移行した。

5月1日、日米安全保障協議委員会が「共同発表」。「日米同盟：未来のための変革と再編」計画を「すみやかに、かつ、徹底して実施していくことを確約」し、その完了目標を2014年とする最終報告「再編実施のための日米のロードマップ」に合意した。

再編に伴う施設整備費は、明示されない限り日本国政府が負担とすると明記した中で、唯一、第3海兵機動展開部隊のグアム移転費60.9億ドル（約7,100億円）を日本が提供することが特記されている。ローレス米国防副次官は記者会見で、日本の負担を総額3兆円と試算し「日米同盟における日本政府の巨大な投資」と強調した。

5月24日、「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決成立。今年度中に「陸上自衛隊中央即応集団」を新編することになった。中央即応集団は陸上自衛隊の海外派兵・活動の計画、訓練、指揮を一元的に行う中核部隊で、「再編実施のための日米のロードマップ」でその司令部を2012年度末までに米軍キャンプ座間（神奈川県）に置き、米陸軍司令部と同居することを明記している。

5月30日、日本政府が、これらの再編関連措置を着実に実施することを閣議で決定した。

6月9日、政府は、海外派兵を自衛隊の本来任務に格上げし、防衛庁を省に移行させるための自衛隊法・防衛庁設置法などの改定案を国会に提出した。

6月29日、日米首脳会談で共同文書「新世紀の日米同盟」を発表し、21世紀の地球的規模での協力のための新しい日米同盟を宣言した。

以上、日本国憲法の下で生きている国民が絶対に看過し得ない憲法の平和的条項破壊の現状を軍事的側面から概括し、この文脈の中で起きているイラク派兵が憲法前文と第9条の規定に真っ向から違反する行為であることを原告の一人として訴えてきたが、最後にぜひ付け加えておきたいことがある。

よく知られているように1959年、砂川事件上告審は駐留する外国の軍隊は憲法第9条の戦力に該当しないとし、「安全保障条約は…高度の政治性を有するものというべきであって…一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外」にあるとして合衆国軍隊の駐留を違憲とした1審判決を逆転させる判決を言い渡した。この判断を長沼事件控訴審判決（1976年）も自衛隊に対して踏襲し、百里基地訴訟（1977年第一審判決、1989年上告審判決）も同じように「自衛隊が…『戦力』に…該当するかどうかの法的判断は、…一見極めて明白に違憲無効であると認められないかぎり、司法審査の対象とはなりえない」と統治行為論を展開した。

以後裁判所は、日本の防衛政策に関して憲法第81条に定める違憲立法審査権を放棄する異常な立場に固執し、安保・自衛隊の実態審理にはいることをことごとく避け続けてき

た。その結果現憲法の運用が著しくおとしめられていると考えるのは、私一人では決してないはずである。

すでに砂川事件上告審判決以後47年、長沼事件控訴審判決から30年、百里基地訴訟第一審判決からも29年の歳月が経過した。この間統治行為論に固くガードされ法的指弾を免れた聖域の中での自衛隊の肥大化は、目を覆うばかりであり、当時予想することさえ出来なかった海外派兵が常態化し、ついには集団的自衛権の行使に至る日米軍事一体化の方針までも外務・防衛担当者のレベルで導入されるという事態が進みつつある。以上にその一端を例示したが、この事実をもつてもなお「一見極めて明白」とは言い切れずとして憲法判断を避けることが果たして許されるであろうか。

アメリカの先制攻撃戦略に盲目的に乗ってこの自衛隊をおよそ7,600人もイラクに派兵した事実と、陸上自衛隊が今年7月に撤収した今もなお航空自衛隊が「イラク特措法に基づく対応措置に関する基本計画」を変更して活動対象空港を拡大し、米軍の作戦にいつそう深入りしている現在の事態に対し、憲法制定時の初心に立ち返った曇りなき判示を国民の一人として強く求めないわけに行かない。

終わりに、フランク・コワルスキー在日米軍事顧問団初代幕僚長の言葉を前述の著書から重ねて引用し、裁判所の良心に訴えたい。

「その（自衛隊の）創設にあたっては、米国も日本政府も日本国憲法を蹂躪し、真実を故意に曲げ、道義上の信義を裏切った。」

「自分たちの理想主義を踏みにじり、憲法を蹂躪することを余儀なくされた国民の心中の傷がどれだけ痛ましいものであったか、自分たちの陸海空軍になんとかして合憲性を与えねばならない判事たちが『正義』をどれくらい曲げたかは知る人ぞ知るのみである。」

以上